三十六　藻場・干潟整備保全事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

藻場・干潟整備保全事業に要する経費の財源に充てるため平成七年度から平成十三年度までの各年度において発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

三十七　留学生支援に要する経費があること。

道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）において教育を受ける外国人学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十八　合併市町村に対する補助金、交付金等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は平成二十八年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ平成二十七年度の財政力指数が〇・四九以下である道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　年利率が４％以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第９条第１項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

三十九　公債費負担が多額であること。

藻場・干潟整備保全事業に要する経費の財源に充てるため平成七年度から平成十三年度までの各年度において発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）において教育を受ける外国人学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は平成二十七年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ平成二十六年度の財政力指数が〇・四七以下である道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　年利率が４％以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第９条第１項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

三十七　藻場・干潟整備保全事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

三十八　留学生支援に要する経費があること。

三十九　合併市町村に対する補助金、交付金等があること。

四十　公債費負担が多額であること。